

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民部 市民課、教育委員会 社会教育課

(単位:千円)

事業名	人権教育・啓発事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律			
	1 共に生きるまちづくりを進める		南丹市人権教育・啓発推進計画			
	(1)人権啓発の推進					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	家庭・学校・地域社会・企業など、あらゆる世代や場において、様々な人権問題についての教育や啓発が推進される必要がある。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		4,435	
			平成23年度	人権教育講座の実施 人権啓発推進委員対象講演会の実施 人権街頭啓発の実施 地域別研修の実施	3講座 6講演会	4,635
			平成24年度	人権教育講座の実施 人権啓発推進委員対象講演会の実施 人権街頭啓発の実施 地域別研修の実施	3講座 6講演会	4,635
			平成25年度	人権教育講座の実施 人権啓発推進委員対象講演会の実施 人権街頭啓発の実施 地域別研修の実施	3講座 6講演会	4,635
具体的な実施内容	同和問題をはじめあらゆる人権問題の理解と認識を高めるため、講演会の開催や街頭啓発などを実施する。					
事業の目的	市民一人ひとりの生命と人権を尊重し、差別を許さないまちづくりを推進する。					
事業の効果	市内に人権尊重の理念を普及させ、理解を深めるための啓発活動を推進し、市行政をはじめ、関係組織・団体との連携を強めて市全体の人権意識の高揚を図ることができる。					